

中央用対第12号
平成15年 7月31日

阪神高速道路公団担当理事 殿

中央用地対策連絡協議会事務局長 (印)
(国土交通省総合政策局国土環境・調整課長)

公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

標記について、平成15年7月31日の理事会において別紙のとおり申し合わせたので、
通知する。

別紙

公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について

土地収用制度に関しては、昭和63年6月15日臨時行政改革推進審議会の「地価等土地対策に関する答申」及び同年6月28日閣議決定の「総合土地対策要綱」を踏まえ、その積極的活用を図るため、「公共事業に係る事業認定等に関する適期申請のルール化について」（平成元年9月26日付け中央用地対策連絡協議会理事会申合せ。以下「元年申合せ」という。）により、事業認定等の申請を行うべき時期についての適期申請ルールを標準として定め、その実施を図ってきたところである。

ところで、今般、平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進行管理の適正化の観点から、当面の措置として、都市計画事業も含め、事業認定等に関する適期申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進行管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」において、同答申の指摘に沿って措置を講ずることとされたところである。

これを踏まえ、引き続き適期申請ルールの徹底を図るとともに、都市計画事業への適期申請ルールの適用、事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表などについて元年申合せの内容に加えることにより、改めて標準を定めることとし、同申合せを下記の通り全面改定することとする。

なお、元年申合せについては、本日をもって廃止する。

記

1 事業認定の申請時期について

事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント（土地所有者・関係人数全体に対する契約済の土地所有者・関係人数の割合をいう。以下同じ。）となった時、又は用地幅杭の打設（同申請単位における打設の終了時をいう。以下同じ。）から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続きに移行（事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請）するものとする。

ただし、次に定める事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとするが、こうした例外的取扱いは極力さけるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ごとに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。

また、事業認定の申請に関する事務をはじめ土地収用制度の活用にあたっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な連絡調整を行うとともに、補償コンサルタント等への委託の活用等により円滑な事務処理が図られるよう配慮すること。

(1) 大規模な事業

- 一 ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむね200以上の事業

(2) 特別な事情がある事業

- 一 収用手続きの実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から3年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手続きを実施することが困難である事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業

2 裁決申請等の時期について

裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認定の告示（手続保留の申立てを行った場合は手続開始の告示）の後速やかに行うものとする。この場合において、裁決申請及び明渡し裁決の申立ては原則として同時に行うものとする。

また、都市計画事業認可（承認）を受けた事業における裁決申請及び明渡し裁決の申立てについては、事業認可（承認）後、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業認可（承認）区間（区域）における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで、その準備に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。

3 情報の公表等

事業の進行管理の通正化を図る観点から、ホームページを活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等について、別記要領に従い公表するものとする（大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする）。

なお、当該情報の公表にあたっては、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な連絡調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。

また、適期申請ルールについては、現場の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを活用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

別記要領

I 適期申請ルールの周知について

- 「適期申請ルール」について、以下の措置を講じる。
 - ・各起業者のホームページに適期申請ルールを掲載する等により、住民の理解増進を図ること。
 - ・「適期申請ルール」を記載した携帯可能な文書を作成する等により、現場職員への周知徹底を図ること。

II 事業の進行管理に関する説明責任の観点からの情報の公表

① 公表の対象となる事業

- 用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設から3年に到達した事業を対象とする。
 - ※適期申請ルールが適用除外とされている大規模事業（ダム、空港、バイパス等）及び特別な事情がある事業についても、公表の対象とする。
- ただし、事業年度が3カ年以内である小規模な事業は対象外とする。

② 公表内容

- 事業認定の申請単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策」を公表することとする。（別紙様式1参照。）
- 都市計画事業については、都市計画事業認可（承認）単位ごとに、「事業名称」、「用地幅杭打設終了の時期」、「用地取得率」、「着工予定時期」、「完成見込時期」、「事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等」を公表することとする。（別紙様式2参照。）

③ 公表方法

- 各起業者のホームページに一覧表形式で掲載することとする。（別紙様式1及び別紙様式2参照。）
- 一定の期日を定め、毎年当該期日に一覧表全体を更新することとする。